

係留施設の使用終了にあたって

清水港管理局

手続に必要な書類

係留施設使用終了届出書

許可船舶名、係留許可ステッカー番号などのデータを印字したものをお送りします。

申請者欄

申請者欄の氏名・住所を確認し間違いがないことを確認して、押印してください。

終了の年月日

施設の使用を終了し、船舶を撤去する日を記入してください。

終了の理由

「船舶の老朽化のため」「所有者の加齢のため」「船舶を売却したため」など施設の使用を終了する具体的な理由を記入してください。

譲渡の場合 譲渡先

譲渡先の氏名・住所・電話番号・保管場所を記入して下さい。

廃棄の場合 処理業者

処分を依頼した処理業者の氏名・住所・電話番号を記入して下さい。

係留許可ステッカーを返納できない場合にはその理由

「破損」「紛失」など返納できない場合にはその具体的な理由を記入してください。

旧係留船舶の譲渡を証明する書類のコピー（譲渡の場合のみ）

旧係留船舶の売買契約書等、譲渡を証明するものの写しを添付して下さい。

旧係留船舶の譲渡先の適正な係留を証明する書類（譲渡の場合のみ）

今まで係留していた船舶の譲渡先で適正に係留されていることを証明する書類のコピーを添付して下さい。例：マリーナの係留契約書等 自宅等陸上で保管する場合には保管している場所の写真を貼付して下さい。なお、譲渡を受ける方が、同様に清水港プレジャーボート係留施設の使用許可を受けた船舶の変更を行う場合には不要です。

旧係留船舶の処分を証明する書類（廃船の場合のみ）

今まで係留していた船舶を処分した業者の処分証明書（産業廃棄物のマニフェスト等）の写しを添付して下さい。

旧係留船舶の係留許可ステッカー

船舶に貼付している係留許可ステッカーを剥がして添付して下さい。

係留施設の使用終了の留意点

終了期日

係留している船舶の退去は、施設使用許可の期限内に行ってください。使用許可の期限を過ぎてしまうと、使用許可の期限以降は放置船舶となってしまいます。

係留場所の整理

係留網等の船用具は船舶の退去の際に全て撤去して、放置しないようにしてください。